

(自立支援) 協議会を活用した 地域課題の解決に向けた取り組み



学びのねらい



- **自立支援協議会**の意義、目的、活動内容について理解する。
- サービス管理責任者等の業務を通して。。。見いだされる地域課題を解決するため、**自立支援協議会の活用**について学ぶ。
- 協議会とも連動する**地域生活支援拠点（体制）**を知る。

Section 1

自立支援協議会

位置づけ

障害者総合支援法（協議会の設置）

第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

障害福祉計画の基本指針

第1 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4 協議会の設置等

障害者等への支援体制の整備を図るため、（～中略）～協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

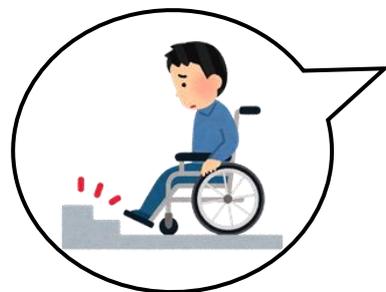
協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、**都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、**

地域の課題解決に向けた積極的な 提言 を行うこと

が重要である。

地域自立支援協議会とは…。

障害者総合支援法に位置づけられ、障害福祉計画等を策定、もしくは変更するにあたり、具体的な提言を行いつつ、地域における障害児者の生活全般の課題解決を目指すために、さまざまなあるいは同様の立場の人々や団体が集まって、参加者が**実現化にむけた議論をし実現に結びつける**ことを話合う場。



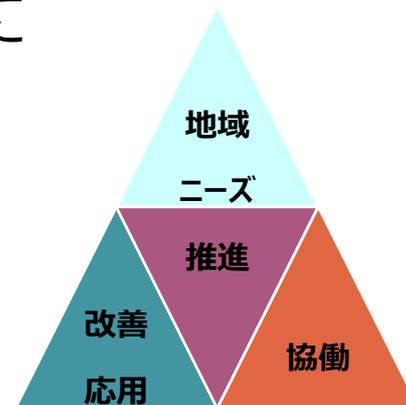
地域自立支援協議会の4つ目的と意義

目的①

地域ニーズの掘り起こしと地域独自の社会資源の開発

意義

- ・地域の**社会資源の開発**によりサービス依存を解消する。
 - ・地域の**課題の掘り起こし**とその**解決策検討**を同時に進めることができる
- 等



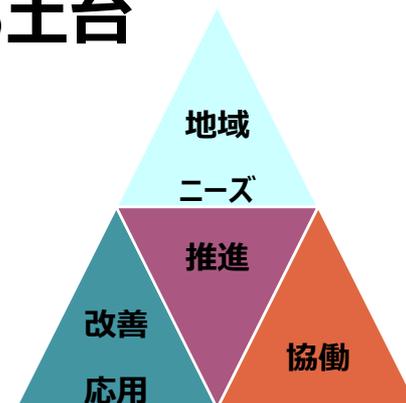
地域自立支援協議会の4つ目的と意義

目的②

重要な事業をする上での**推進**母体となる

意義

- ・居住サポート事業を進める上での**推進母体**となる
 - ・発達障害者の生活支援などの教育との連携を図る**土台**
 - ・地域移行支援・地域定着支援を進める
- 専門家の参加**を引き出す場となる 等



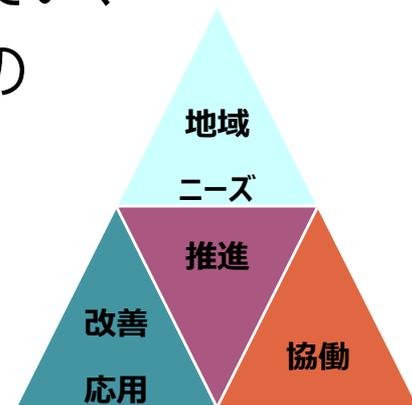
地域自立支援協議会の4つ目的と意義

目的③

既存サービスの**改善と応用**を行う。

意義

- ・事例検討を通して既存の**サービスの改善**につなげていく
- ・業種を超えた**ネットワークづくり**によりサービス応用の幅を拡げていく



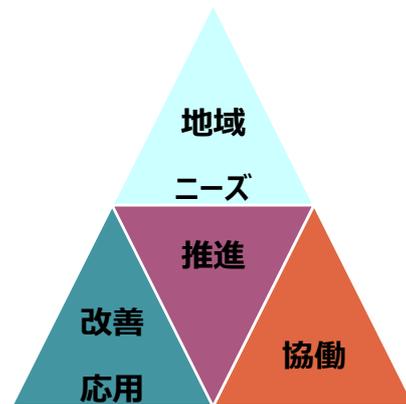
地域自立支援協議会の4つ目的と意義

目的④

各支援事業者との**協働**と高め合い

意義

- ・ストレスの高い相談、支援について話しを出し合うことで事業者との**協働**関係ができる
- ・サービス担当者会議を通じてサービス量の**適正化**につながる
- ・協議会を通じて各支援事業者間の**スーパービジョン、コンサルテーション**が行われる **等**



地域自立支援協議会の機能

情報機能
(しる)

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能
(考える)

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能
(つくる)

- ・ 地域把握、地域の社会資源の開発、改善

教育機能
(高める)

- ・ 構成員の資質向上の場としての活用

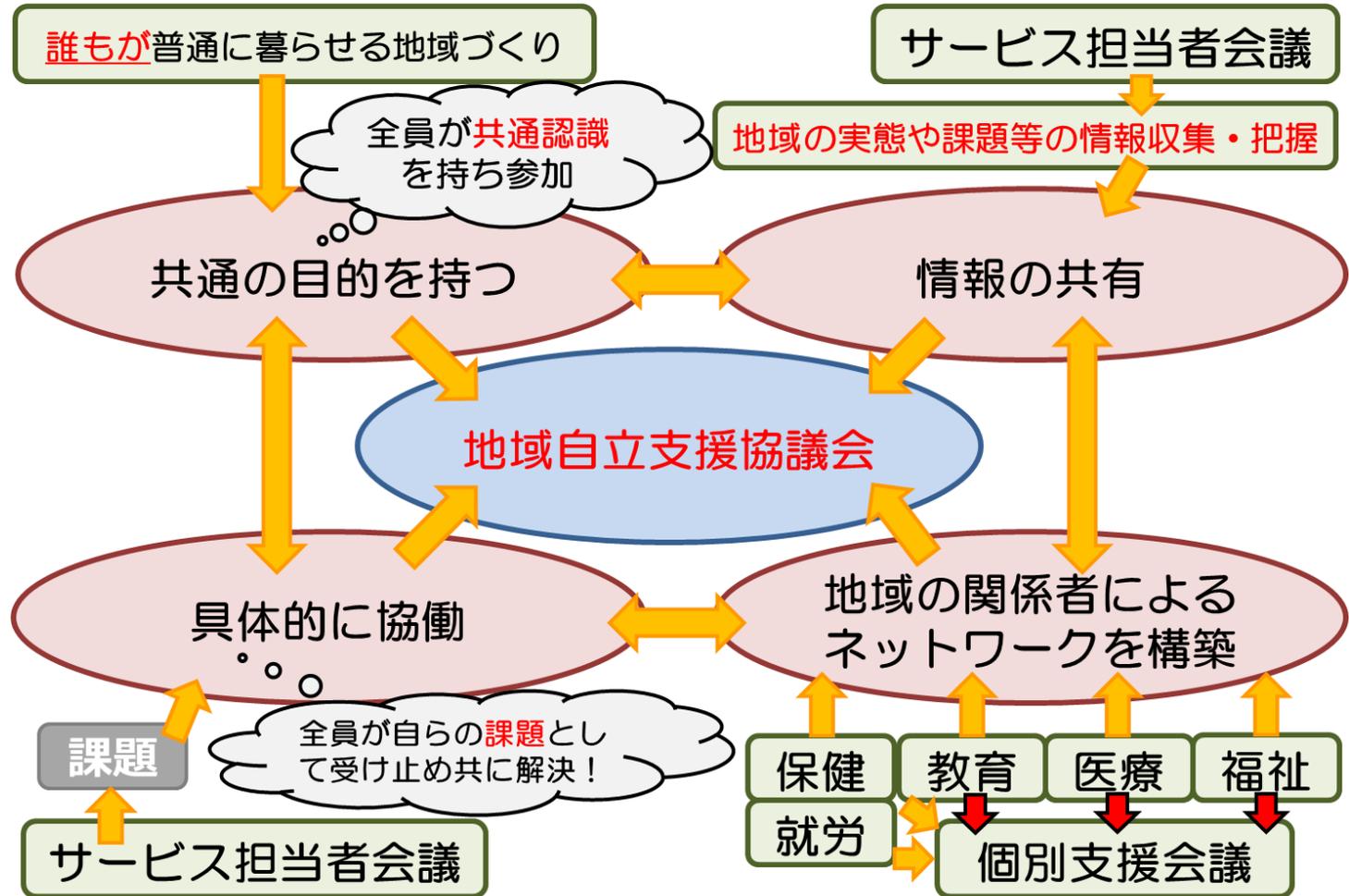
権利擁護機能
(まもる)

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能
(見定める)

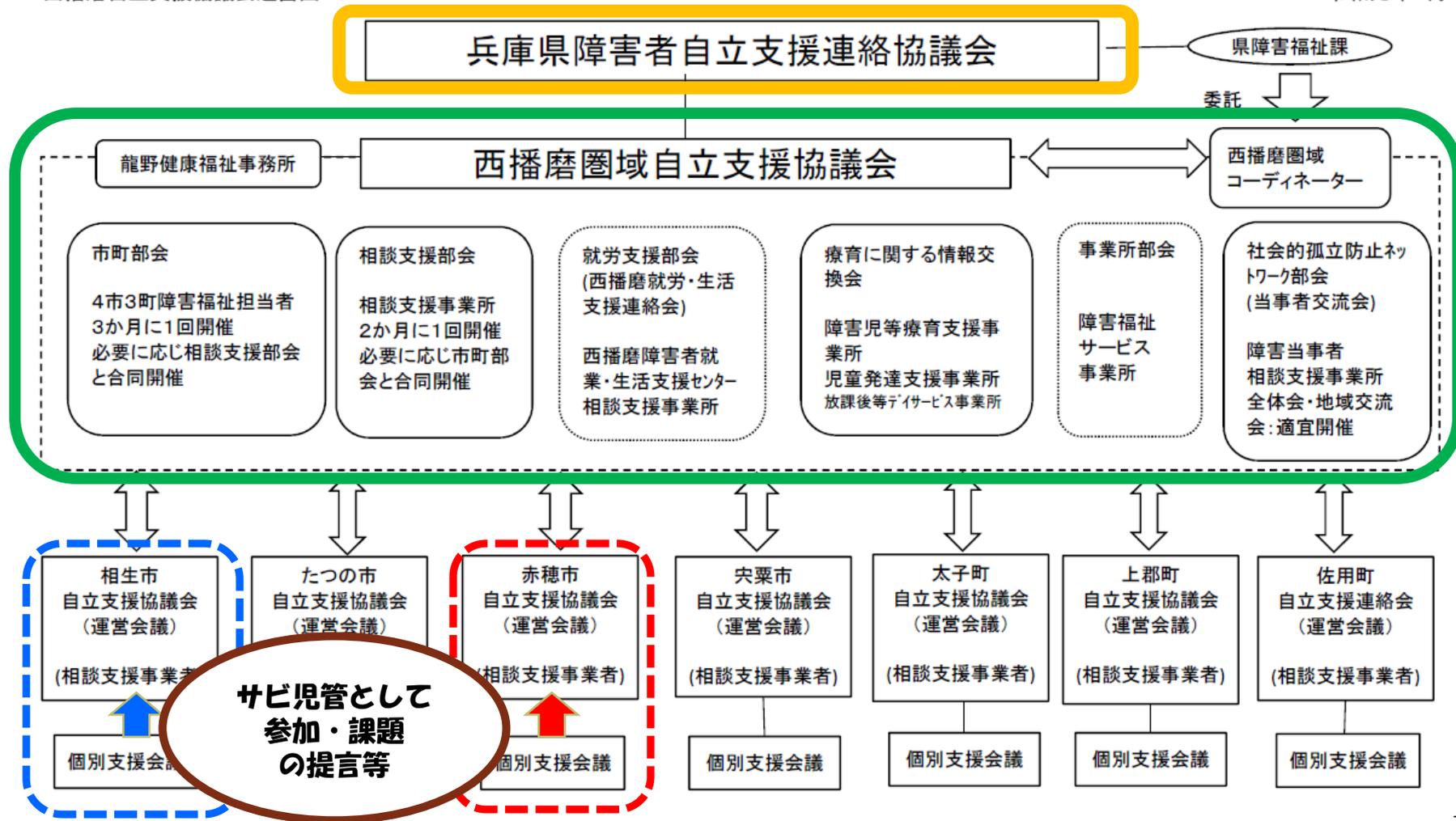
- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・ サービス等利用計画対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

地域自立支援協議会の運営の視点



個別支援から協議会へ・・・





Section2

地域生活支援拠点

障害があってもなくても、
住み慣れた地域で 安心して暮らせる
まちづくりを目指して…。

地域生活支援拠点とは？

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための5つの機能をもつ場所や体制の事で、基幹相談支援センター等が『地域生活支援拠点整備事業』等という名称で、調整、整備役としてセンターの委託事業と共を担うことも多い。



地域生活支援拠点の目的



障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えると共に、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るための2つの大きな目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすいとする支援を提供する体制を整備
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

地域生活支援拠点等の機能



地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

地域生活支援拠点に必要な

② 緊急時の受け入れ・対応

●事前登録制でスムーズな受け入れ

- ・障害種別によっては急な受け入れが難しい場合もあるため、事前登録制や、通い慣れた事業所での受け入れ等など、利用者の情報等を把握できる体制を整備
- ・その他、サービス等利用計画作成時に、緊急時の対応について明記しておくことで、緊急時にスムーズに支援が行えるようにしているところもある

●短期入所等の活用

短期入所等の空床を確保することで緊急時の対応がスムーズに行えるようにしているところもある

●受け入れ後の次の支援への移行

受け入れ後、一定期間内に各支援者による会議等を開催し、次の支援の対応を図るところもある

●医療との連携

医療的ケアが必要な障害者への対応として、病院と連携して緊急時に受け入れているところもある

●行政の事務局設置による緊急時対応の整備

地域生活支援拠点等に行政の事務局を設置し、「緊急連絡体制」を整備したり、市内の事業所に「緊急対応支援員」の協力依頼を行い、緊急時対応における地域づくりを行っているところもある

【5つの機能】

③ 体験の機会・場

●今後の生活について考えてもらうきっかけとして利用を勧める

障害者本人や家族に今後の生活について考えてもらうきっかけの一つとして、日常の支援を通じて体験等を勧めるところもある

●既存のグループホームなどを活用

地域生活支援拠点等で生活体験等ができる機能を持たせて、当該圏域内のグループホームなどで対応しているところもある

●日常の生活を体験できるところもある

調理、洗濯、入浴などの日常の生活を切り出して体験できたり、親元から離れる経験のための宿泊体験ができるところもある

④ 専門的人材の確保、養成

●相談機能の充実のための研修強化

- ・相談機能の充実のため、事業所の職員の研修を強化
- ・自治体によっては、事業所の職員に研修費の助成を行っているところもある

●専門的ケアへの対応のための研修の充実

医療的ケアや強度行動障害など、特に専門的ケアが必要な障害については、職員の資質向上のため、積極的に勉強会や研修会等を開催。例えば、OJTによる研鑽や、体験利用者への支援を通じて、実務研修を行っているところもある

●当事者による支援の活用

拠点内でピアヘルパーやピアカウンセラー等の養成を行っているところもある

① 相談

●ワンストップの相談窓口、初期対応の相談窓口

- ・障害種別に関係なく誰でも利用できるワンストップの相談窓口の機能を持っているところもある
- ・実際のサービスにつなぐまでの対応や困難事例への対応を担うところもある
- ・基幹相談支援センターが中心となり困難事例の対応を担うところもある

●要支援者の把握や事前登録など緊急時への備え

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握するため、台帳の整備や、事前登録制を行い、緊急時用の計画策定を促す

●早朝・夜間、休日への対応の整備

- ・夜間休日は、職員が携帯電話を持ち対応していたり、同一法人の夜勤者が第一対応し、地域生活支援拠点等職員等につなげている
- ・その他、自治体や基幹相談支援センターが対応しているところもある

⑤ 地域の体制づくり

●協議会の活用

拠点等の整備、運営のために、協議会の部会に「地域生活支援拠点等部会」を設置し、事例検討を行う等の対応を行っているところもある

●ネットワークの形成

- ・相談支援事業所間や、自治体内の事業所、医療機関、その他の関係機関とネットワーク化を図っているところもある
- ・その他に、学校、地域包括支援センター、民生委員、町内会などの地域団体等と連携して地域で障害者を見守るネットワークづくりを行っているところもある

●地元で立地する大学との連携強化

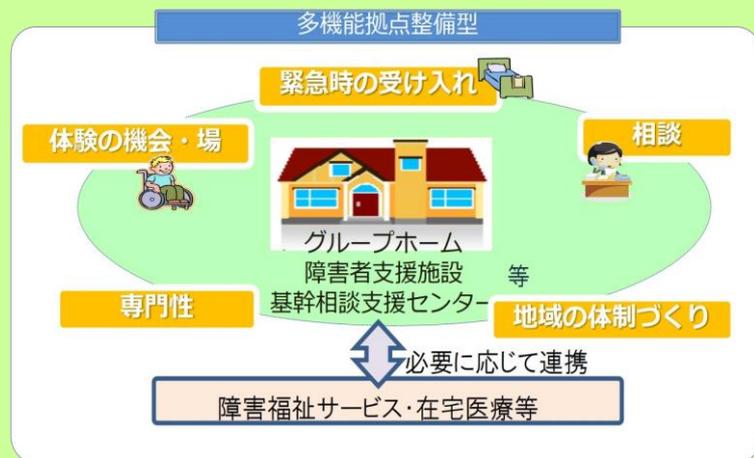
地元で立地する大学の学生のフィールドワークとして、地域活動に取り組んでいたりと、現場実習の場、地域との交流活動の場として提供するなど連携を図っているところもある

地域生活支援拠点等の類型（イメージ）

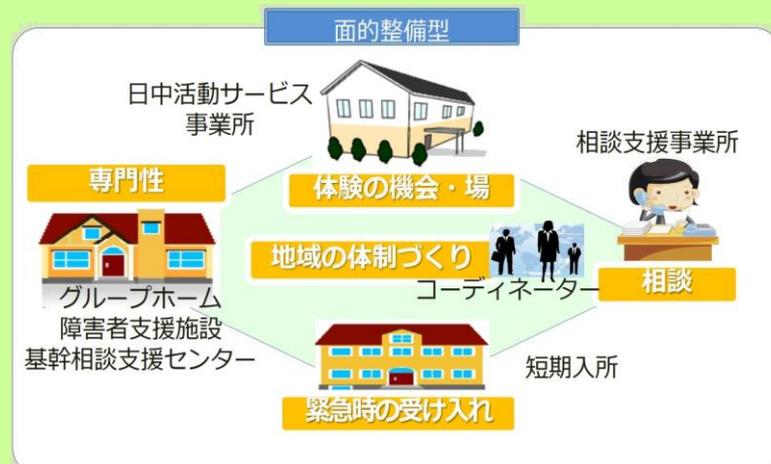
拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援施設等に付加した「**多機能拠点整備型**」、

また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「**面的整備型**」等、地域の実情に応じた整備を行う。

● 多機能拠点整備型



● 面的整備型

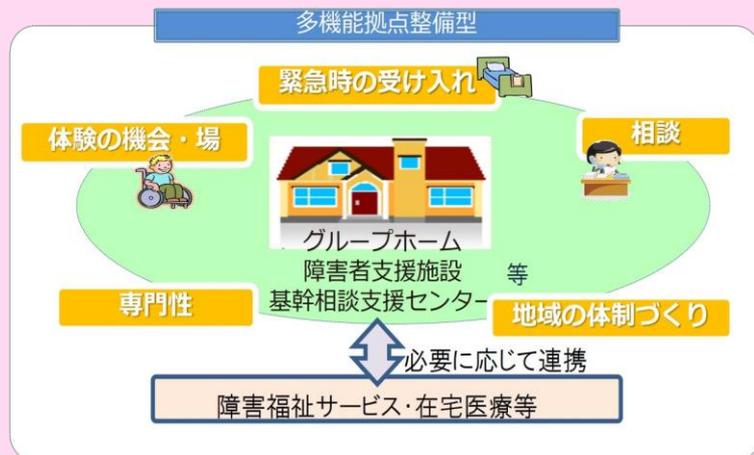


地域の事業所として・・・

多機能拠点型が整備されているとしても、地域の社会資源である障害福祉サービス事業所等は、必要に応じて連携することとなっている。



● 多機能拠点整備型



● 面的整備型

